

発議第 10 号

朝来市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
朝来市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 12 月 24 日提出

提出者

議会改革調査特別委員会

委員長 横 尾 正 信

提案理由要旨

議会改革調査特別委員会の調査の結果、意見の集約ができたものについて改正しようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市議会基本条例の一部を改正する条例

朝来市議会基本条例（平成21年朝来市条例第16号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
（議会の活動原則） 第2条 （略） （議員の活動原則） 第3条 （略） （一般会議） 第4条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する一般会議を開催することができる。<u>この場合において、必要があると認めるときは、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</u> 2～4 （略） （市民参加と市民との協働） 第6条 議会は、市民参加と市民協働の議会運営を行うため、情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。 (1)～(3) （略） (4) <u>市民</u>との意見交換の場を多様に設けて、市民が議会の活動に参加できるような方策を講ずること。	（議会の責務と活動原則） 第2条 （略） （議員の責務と活動原則） 第3条 （略） （一般会議） 第4条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する一般会議を開催することができる。 2～4 （略） （市民参加と市民との協働） 第6条 議会は、市民参加と市民協働の議会運営を行うため、情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。 (1)～(3) （略） (4) <u>市民等</u>との意見交換の場を多様に設けて、市民が議会の活動に参加できるような方策を講ずること。

(5) 議会活動について、定例会終了後、議会報告を行うこと。

(6) 市民と議員が自由に意見及び情報を交換する意見交換会を年1回以上開催すること。

(7) 議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めること。

(8) 会議録等の公開に際しては、市民が可能な限り自由に情報を得ることができるような方策を講ずること。

(議会及び議員と市長等の関係)

第7条 (略)

2～5 (略)

6 議会は、災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき又は感染症のまん延に際して、市民及び市長との間で情報の共有を図り、迅速な対応に努めなければならない。

7 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため反問することができる。

(議員定数)

第19条 議員の定数は、朝来市議会議員定数条例（平成20年朝来市条例第44号）で定める。

2 前項の条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の

(5) 議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めること。

(6) 議会活動について、市民と議員が自由に意見及び情報を交換する議会報告会を年1回以上開催するよう努めること。

(7) 会議録等の公開に際しては、市民等が可能な限り自由に情報を得ることができるような方策を講ずること。

(議会及び議員と市長等の関係)

第7条 (略)

2～5 (略)

6 議会は、災害に際して、市民及び市長との間で情報の共有を図り、迅速な対応に努めなければならない。

(議員定数)

第19条 議員の定数は、別に条例で定める。

2 議員定数を定めた条例の改正案は、法第74条第1項の規定に

直接請求があつた場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。 3 (略) (議員報酬) 第20条 議員報酬は、<u>朝来市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年朝来市条例第62号）</u>で定める。 2 <u>前項の条例</u>の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があつた場合及び朝来市報酬等審議会の答申に基づき市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。 3 (略)	よる市民の直接請求があつた場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。 3 (略) (議員報酬) 第20条 議員報酬は、<u>別に条例で定める。</u> 2 <u>議員報酬を定めた条例</u>の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があつた場合及び朝来市報酬等審議会の答申に基づき市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。 3 (略)
---	---

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。